

滋賀文教短期大学研究活動における行動規範

滋賀文教短期大学（以下「本学」という。）は、本学における研究活動（※１）が日本学術会議の策定した「科学者の行動規範について 一改訂版」（平成 25 年 1 月 25 日）に基づき、法令を遵守し、公正に行われ、社会の要請に応え、社会に信頼されることを目的とした、研究活動に関わるすべてのもの（以下「研究者等」という。）に求められる行動規範をここに定める。

なお、本規範は学内の状況及び社会環境等を踏まえて必要に応じて見直しを行なう。

1. 研究者等の責務

研究者等は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保し、それらの維持向上に努め、専門知識、技術、経験を活かして社会に貢献する責任があることを自覚しなければならない。

2. 公正な研究

（１） 研究活動

研究者等は、研究活動の過程において果たした役割に応じて功績を得るとともに、責任を負わなければならない。

また、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担・教唆してはならない。

（２） 研究費（※２）の適正使用

研究者等は、研究活動に係る研究費を、法令等及び本学が定める規程等を遵守し、適正に使用しなければならない。

また、研究費はその用途を明確にした上で、公正かつ経済的及び合理的に使用し、社会に説明責任を果たせるものでなければならない。

（３） 不正等の防止・対策

研究者等は、責任ある研究の実施と不正等の防止・対策をするために、公正な研究環境の確立・維持も重要な責務であることを自覚し、研究環境の質的向上ならびに不正等抑止の教育啓発に継続的に取り組まなければならない。

3. 適正な研究倫理の維持

研究者等は、適正な研究活動を実施するために、以下の研究倫理を守らなければならない。

（１） 人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応するとともに、研究協力者等の個人の自由と人格を尊重し、福利に配慮すること

（２） 個人情報、安全保障などに対しては、関係する法令等及び本学が定める規程等を遵守し、適正に扱うこと

4. 研究者等の社会的信頼

研究活動に関わる審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性及び透明性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

※1 研究活動とは

研究計画の立案、計画の実施、成果の発表及び評価等にいたる研究に係わるすべての過程における行為及びそれに付随するすべての事項

※2 研究費とは

国、地方公共団体、独立行政法人等の機関及び企業等から交付等された経費又は学生の保護者等が納付する学納金等により本学が交付した経費